

## 設楽町防災会議運営要綱（案）について

## ○制定理由等

## 1 制定理由

設楽町防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が設楽町防災会議に諮って定めることになっているので、設楽町防災会議条例第6条の規定に基づき制定する。

## 2 概要

主な内容は以下の通りである。

## (1) 会長代理

条例第3条第4項に基づき会長の代理を副町長とする。

## (2) 委員の代理者

条例第5条第2項の規定における出席について、やむをえない事情により防災会議に出席できないときは委員の代理者が出席できることを明文化する。

## (3) 会議の公開

会議は、原則として公開するものとするを明文化する。

## (4) 会議の書面開催

条例第5条第2項の規定にかかわらず、会長が、必要があると認めるときは、会長は委員の招集を行わず、書面により会議を開催し議決することができることを明文化する。

## 3 施行日

令和6年4月1日

## ○設楽町防災会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、設楽町防災会議条例（平成17年設楽町条例第22号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、設楽町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長代理）

第2条 会長に事故があったときは、副町長がその職務を代理する。

（委員の代理者）

第3条 委員は、やむをえない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出ておかなければならない。

（異動等の報告）

第4条 委員に異動等があった場合は、後任者は、その役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

（会議の招集）

第5条 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

（会議の公開）

第6条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、この限りではない。

（会議の書面開催）

第7条 条例第5条第2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合等、会長が、必要があると認めるときは、会長は委員の招集を行わず、書面により会議を開催し議決することができる。

（1）緊急を要する事態が発生し、防災会議を招集する時間的猶予がないとき

（2）その他防災会議を招集することが適当でないとき

(会議録)

第8条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第9条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (2) 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めること。

2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 防災会議の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

○設楽町防災会議条例

平成17年10月 1 日

条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、設楽町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 設楽町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、町長及び20人以内の委員で組織し、委員は、町長が委嘱する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 愛知県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 愛知県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (3) 設楽町教育委員会の教育長
  - (4) 設楽町消防団長及び新城市消防署の職員のうちから町長が任命する者
  - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (6) 町内の自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者

(8) 設楽町を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者

(9) 前各号のほか、町長が特に必要と認める者

6 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例の定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月15日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(設楽町災害対策本部設置条例の一部改正)

2 設楽町災害対策本部設置条例(平成17年設楽町条例第23号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成18年12月12日条例第36号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月2日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の条例の規定により委嘱された委員とみなす。

附 則(平成25年3月27日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。